

この国には、生活保護というセーフティネットがある

——「派遣切り」やホームレス生活という緊急事態に役立つ制度

大分大学 大学院福祉社会科学部研究科

垣田 裕介 kakita@cc.oita-u.ac.jp

<http://www.h3.dion.ne.jp/~kakita/index.htm>

※生活保護を申請するご本人・支援者の方々へ

この資料における生活保護制度の説明と、各自治体での対応が異なる場合があります。実際に、自治体が不適切な対応をする場合が少なくありません。疑問や不満や納得しがたいことなどがあれば、ご遠慮なく、**生活保護支援九州ネットワーク（097-534-7260）**にご相談ください。もしくは、この用紙を自治体の窓口で示していただいても結構です。

生活保護は、実は、よくできた制度

- 生活保護制度そのものは柔構造であり、個別の様々なニーズに対応することができる。
 - ・われわれはいざという時に、生活保護を受けて、まずは住居を確保したり、生活環境を整えて就職活動をしたり、安定した生活を送るという選択肢を持っている。
- しかし、制度の仕組みと、自治体での運用の実態とが大きく異なる場合が多い。
 - ・そのため、保護を必要とするにもかかわらず、保護を受けられない事態が発生し、時に餓死・凍死、栄養失調が起こる。不服申し立てや裁判も頻繁に起こっている。
- あろうことか、誰が窓口に行くかによって対応が異なる、という自治体が少なくない。
 - ・フツウの人が行くと、例えば「住所がないと生活保護は受けられません。」と言って追い返しておいて（いわゆる「水際作戦」）、制度に詳しい者が同行したり意見書を書くと、すんなり申請できたり、保護に結びついたりするケース（ごく最近の実例）。

誰が生活保護を受けられるのか

- ・生活保護は、一言でいえば、**生活に困窮した場合**に受けることができる。
- ・よく**誤解**されるように、生活保護は住所がないと受けられない、65歳以上でないと受けられない、ということはない。要件を満たせば、病気や障害をもっていなくても、多重債務によって生活困窮に陥っても、健康で働く能力をもっている（働く機会を得られない場合や、働いても賃金が低い場合には生活に困窮する）、受給できる。

生活保護法の4つの基本原理

- ①国家責任の原理：生活保護の直接責任は国にあるとされる（第1条）。
- ②無差別平等の原理：性別や社会的身分、生活困窮に陥った原因を問われることなく、

国民は無差別平等に生活保護を請求する権利をもつと規定されている（第2条）。

→したがって、当然、ホームレス状態であっても保護の申請・受給ができる。

③最低生活保障の原理：生活保護が保障する最低限度の生活は、「健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」と明記されている（第3条）。

④保護の補足性の原理：努力しても最低生活の水準に達しない場合に、その足りない分を生活保護が補う（補足する）とされる。まず生活困窮者本人の資産（土地や家屋など）や労働能力の活用を要件とし、扶養義務者による扶養や他の法律による給付を優先させても最低生活を維持できない場合に、保護が行われるとされる（第4条）。

生活保護を実施する上での4つの原則

①申請保護の原則：生活保護は要保護者本人や扶養義務者、同居の親族の申請にもとづいて開始されると規定されている。ただし要保護者が急迫した状況にある場合は、申請がなくても保護の実施機関が職権によって保護を開始すること（職権保護）ができる（第7条）。

→役所の窓口で「**生活保護の申請をします**」とハッキリ言うことが重要。本人みずから「申請」と口にしない限り、単に相談にのって済ませる役所が少ない。

※本来は、生活保護の申請を役所が受け付けるとか受け付けないといった判断をすることはできない。申請された以上、役所は受け付ける義務がある（行政手続法）。

②基準及び程度の原則：厚生労働大臣の定める基準（保護基準）にもとづいて最低生活費が計算され、その者の収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行うとされている（第8条）。

一例）大分市内で20～40歳が単身で居宅保護を受ける場合（4～12月、2008年度）：
生活扶助 76,170円＋住宅扶助特別基準額 31,000円以内＝107,170円。

→**給料や年金があっても**、生活保護基準に満たない場合は、その差額が給付される。

③必要即応の原則：保護は機械的・画一的でなく要保護者の年齢や健康状態といった個々の事情や必要に即して行われるよう定められている（第9条）。

→保護の適用期間に制限は設けられていない。「1ヶ月限定ですよ」と前もって定めるのは不適切な対応。

④世帯単位の原則：保護の要否や程度の判定は原則として要保護者を含む世帯単位で行うとされる（第10条）。

「派遣切り」やホームレス生活におちいった場合に、生活保護を利用するようになった例

○ホームレス状態で生活保護申請→「住居がないと生活保護は受けられません。どの自治体に行っても同じです」との趣旨の説明を受ける（※トンデモない不適切な説明）→支援団体に相談。支援団体が作成した生活保護申請の意見書を持参して再び生活保護申請→申請受理→居宅確保の指導→不動産業者にて探す（しかし、敷金等を支払えない場合に賃借は困難）→申請者と不動産業者で役所へ→その場で賃貸契約&保護決定。

○ホームレス状態で生活保護申請→居宅確保の指導→不動産業者を介して入居物件のメド→保護費支給までの待機期間について「つなぎ資金」（大分市福祉事務所長「大分市の生活保護の運用に関する改善要望書について（回答）」09年1月23日）の支給→保護決定。